



三重県公報

平成29年3月31日（金）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
41	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正する規則	(森林・林業経営課)	2
42	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(獣 害 対 策 課)	45
43	三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(水 産 経 営 課)	45
告 示			
253	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産総務課)	46
254	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の規定に基づく木材産業等高度化推進資金の種類、内容及び貸付条件の一部を改正する告示	(森林・林業経営課)	58
訓 令			
4	三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令	(法 務 ・ 文 書 課)	61

規 則

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十一号

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正する規則
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則（昭和五十五年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四号様式から第七号様式までを次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

合理化計画認定申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所 事業体等の所在地

氏 名 名称及び代表者名（印）

（※法人にあつては、登記してい
る住所、名称及び代表者名）

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第1項の規定に基づき、合理化計画について認定を申請します。

1 設立年月日： 年 月 日設立

2 構成員名簿： 木材協同組合関係 数人共同の事業体（上記の該当するに \surd を記入し、下記の名簿に構成員の会社の住所、名称及び代表者名を記入）

構成員	事務所所在地 会社名 代表者名	
構成員	事務所所在地 会社名 代表者名	
構成員	事務所所在地 会社名 代表者名	

※ 必要に応じて欄を増やすこと。

第 5 号様式 (第 5 条関係)

その 1

合 理 化 計 画 書

【事業経営改善合理化資金関係：素材生産等促進資金】

事業体等の名称	
---------	--

1 事業の経営の現状及び事業の経営改善に関する措置

(1) 事業体等に係る基本的事項 (※該当する□にレ(チェック)を記入)

主な事業	<input type="checkbox"/> 素材生産 <input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> 素材市場 <input type="checkbox"/> 製品市場 <input type="checkbox"/> 卸売	
事業体等の構成	森林所有者関係	<input type="checkbox"/> ①所有する森林面積がおおむね 30ha 以上の森林所有者 (所有森林面積 : ha)
	森林組合関係	<input type="checkbox"/> ②森林組合 <input type="checkbox"/> ③森林組合連合会
	木材協同組合関係	<input type="checkbox"/> ④中小企業等協同組合等の組合 <input type="checkbox"/> ⑤中小企業等協同組合等の連合会
	単独事業体関係	<input type="checkbox"/> ⑥木材の年間取扱量がおおむね 3,000m ³ 以上の事業体
		<input type="checkbox"/> ⑦木材の年間取扱量がおおむね 1,500m ³ 以上でかつ木材等の取扱量が増加するよう計画している事業体
		<input type="checkbox"/> ⑧新製品の開発等により木材の需要の拡大に努めている事業体 <div style="text-align: center;">(「付表-3」が必要)</div>
<input type="checkbox"/> ⑨「製材の日本農林規格(構造用製材に係るものに限る)」の認定を受けた木材の製造を営む事業体 (認定を受けたことを証明する書類の写しが必要)		
数人共同の事業体	4 人以上	<input type="checkbox"/> ⑩法人格を有しない同一の目的を有する事業体 <div style="text-align: center;">(別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要)</div>
	2 人以上	<input type="checkbox"/> ⑪構成員における木材の年間取扱量計がおおむね 3,000m ³ 以上の事業体 <div style="text-align: center;">(別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要)</div>
		<input type="checkbox"/> ⑫ J A S 認定工場を営む者又は 1 年以内に認定が確実に見込まれる者の事業体 <div style="text-align: center;">(認定を受けたこと (又は認定中) を証明する書類の写しが必要) <div style="text-align: center;">(別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要)</div> </div>
その他	<input type="checkbox"/> ⑬造林公社、林業公社 <input type="checkbox"/> ⑭第 3 セクター <input type="checkbox"/> ⑮生産森林組合	
利率優遇要件	3 倍協調要件	<input type="checkbox"/> 木材の年間取扱量がおおむね 3,000m ³ 以上であって、計画期間内に木材の取扱量が増加するよう計画している事業体

(2) 事業の経営改善の基本的方向

(注) 加工を併せて行う者については、その加工に係る製品の生産に関する事項を、⑧の者については、木材需要の拡大に関する事項を含めて記入すること。

(3) 財務状況：〔最近3か年の貸借対照表（又は資産・負債状況のわかる書類）、損益計算書及びその他参考となる書類を添付〕

(4) 事業等の現状・計画：（始期平成 年 月 日～終期平成 年 月 日）

年次 計画等	現状（実績）		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
	木材取扱量 (m ³)	平均 計		木材取扱計画量 (m ³)				
	うち国産材							
	直近 計							
	うち国産材							
	2年前 計		うち国産材 (m ³)					
	うち国産材							
	3年前 計							
	うち国産材							
□新製品等 □JAS								
素材生 産計画 量 (m ³)	平均	[]						
	直近							
	2年前							
	3年前		[]	[]	[]	[]	[]	
素材引 取計画 量 (m ³)	平均 計		素材引取計画量 (m ³)					
	うち国産材							
	直近 計							
	うち国産材							
	2年前 計		うち国産材 (m ³)					
	うち国産材							
	3年前 計							
	うち国産材							
□新製品等 □JAS								
素材生産等 促進資金に係る 事業の計画量 (m ³)	平均 計		製品引取計画量 (m ³)					
	うち国産材							
	直近 計							
	うち国産材							
	2年前 計		うち国産材 (m ³)					
	うち国産材							
	3年前 計							

		うち国産材							
	□新製品等 □JAS								
素材加工計画量 (m ³)	平均	計		素材加工計画量 (m ³)					
		うち国産材							
	直近	計							
		うち国産材							
	2年前	計		うち国産材 (m ³)					
		うち国産材							
3年前	計								
	うち国産材								
□新製品等 □JAS									
事業に直接従事する従業員数 (人)	平均								
	直近								
	2年前								
	3年前								
一人当たりの木材取扱計画量 (m ³ /人)	平均		一人当たりの木材取扱計画量 (m ³ /人)						
		うちJAS製品							
	直近								
		うちJAS製品							
	2年前		うちJAS製品量 (m ³ /人)						
		うちJAS製品							
3年前									
	うちJAS製品								

(注 1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注 2) 「現状(実績)」欄には、直近の実績を含む過去3か年の実績及び平均値を記入する。

(注 3) 「内訳」欄には、資金を借り受けようとする事業についてのみ計画量等を記載する。

(注 4) 「素材生産計画量」欄の [] : ①の者については、主伐計画量を内書で記入する。

⑧の者については、新製品の開発等(葉枯らしによる天然乾燥材)に係る素材生産計画量を内書で記入する(その他の事業体については、記入の必要なし。)

(注 5) 「□新製品等□JAS」欄について、⑧の者は、新製品の開発等に係る木材取扱計画量を内書で記入する。

また、⑨の者は、JAS製品に係る素材引取計画量を内書で記入する(その他の事業体については、記入の必要なし。)

(注 6) ①の者については、「事業に直接従事する従業員数」欄及び「一人当たりの木材取扱計画量」欄の記入は不要

(注 7) 「一人当たりの木材取扱計画量」の「うちJAS製品」欄について、⑨の者は、JAS製品に係る一人当たり

の木材取扱計画量を内書で記入する（その他の事業体については、記入の必要なし。）。

(注 8) 素材生産又は素材・製品等の引取以外の事業を併せて行っている者については、「付表-1」を添付する（数人共同の事業体については不要）。

(注 9) 数人共同の事業体以外の者については、「付表-2」を添付する。

2 事業の経営改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

資金調達先別金額等：（始期平成 年 月 日～終期平成 年 月 日）

ア 合計

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額 (合計)
		木材産業等高度化推進資金		その他	自己資金	その他	
		短期運転資金	長期運転資金	金融機関資金			
合 計	1年目 H...～	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	2年目 H...～						
	3年目 H...～						
	4年目 H...～						
	5年目 H...～						

イ 素材生産

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎					
		木材産業等高度化推進資金		金融機関資金	自己資金	その他	所要資金額 (合計)	素材生産計画 量 A	伐採・搬出等諸経費 B	年間立木購入費 C	年間資金回転 数 D	所要資金額 (A×B+C)÷D= E
		短期運転資金	長期運転資金									
素 材 生 産	1年目						m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円	
	2年目											
	3年目											
	4年目											
	5年目											

ウ 素材・製品引取

年次計画	資金調達先別金額	所要資金額算出基礎

		木材産業等高度化推進資金		その他金融機関資金	自己資金	その他	所要資金額(合計)	素材・製品引取計画量	1m ³ 当たり素材・製品価格	年間輸送費	年間資金回転数	所要資金額
		短期運転資金	長期運転資金					A	B	C	D	(A×B+C)÷D=E
素材引取	1年目											
	2年目											
	3年目											
	4年目											
	5年目											
製品引取	1年目											
	2年目											
	3年目											
	4年目											
	5年目											

エ 素材加工

年次計画	資金調達先別金額						所要資金額算出基礎			
	木材産業等高度化推進資金		その他金融機関資金	自己資金	その他	所要資金額(合計)	素材製品生産計画量	1m ³ 当たり加工諸経費	年間資金回転数	所要資金額
	短期運転資金	長期運転資金								
	A	B	C	D						
素材加工	1年目									
	2年目									
	3年目									
	4年目									
	5年目									

(注 1) 資金を借り受けようとする事業に係る金額等を記載する。

(注 2) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注 3) 素材生産に係る資金を借り受けようとする①の森林所有者については、「年間立木購入費」欄の記入は不要。

付表-1：素材生産量・素材引取量・製品引取量の現状

※ 素材生産又は素材若しくは製品等の引取の事業を併せて行っている者が記入する。

(数人共同の事業体は記載不要)

事業	現 状		現 状 (実 績)			
	平均	直 近	2 年前	3 年前		
素材生産量 (m ³)	計					
素材引取量 (m ³)	計					
	うち国産材					
製品引取量 (m ³)	計					
	うち国産材					

※ 担当者記入欄	
年間国産材取扱量 (m ³)	
素 材 生 産 量	
素 材 引 取 量	
製 品 引 取 量	
合 計	

(注 1) 直近の実績を含む過去3か年の実績及び平均値を記入する。

(注 2) 数人共同の事業体については、別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」に記入する。

付表-2：計画期間における素材等の主要購入先及び主要販売先（※数人共同の事業体は記載不要）

	主 要 購 入 先 (立木)				主 要 販 売 先 (素材)			
	購入相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)	販売相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

(注 1) 構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。

(注 2) 数人共同の事業体については、別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」に記入する。

付表-3：新製品の開発等の内容（※単独事業体関係：③の事業体のみ記入する。）

(※該当する□にレ(チェック)を記入)

□新製品の開発	□「葉枯らしによる天然乾燥材」の生産	□集成材	□フローリング
	□単板積層材	□幅はぎ板	□プレカット材
	□防腐・防虫処理材		
	□乾燥材	□その他 ()	
□新分野の需要 開拓	□木造学校建築事業	□木造公営住宅建設事業	□産直住宅建設事業
	□その他 ()		

[別 紙]

○ 数人共同の事業体に係る参考資料（構成員ごとに記入）

構成員名		代表者名	
------	--	------	--

参考-1：年間木材取扱量の現状（実績）

事業		現 状（実績）			
		平均	直近	2年前	3年前
素材生産量（m ³ ）	計				
素材引取量（m ³ ）	計				
	うち国産材				
製品引取量（m ³ ）	計				
	うち国産材				
※担当者記入欄：年間国産材取扱量（m ³ ）					
（ ）内は間伐材		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）

（注 1） 構成員ごとの年間木材取扱量等の「現状（実績）」欄の合計値が、1(4)の「現状（実績）」欄と合致するよう留意する。

参考-2：年間素材生産等計画量及び木材産業等高度化推進資金必要額

年次計画等		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
素材生産計画量（m ³ ）						
素材引取計画量（m ³ ）						
製品引取計画量（m ³ ）						
素材加工計画量（m ³ ）						
木材産業等高度化 推進資金 必要額（千円）	短期					
	長期					

（注） 構成員ごとの合計値が、1(3)の年次計画等及び2のア「資金調達先別金額」の木材産業等高度化推進資金の「短期運転資金」、「長期運転資金」と合致するよう留意する。

参考-3：計画期間における素材等の主要購入先及び主要販売先

	主 要 購 入 先				主 要 販 売 先			
	購入相手先	（業種）	所在市町村	構成比（%）	販売相手先	（業種）	所在市町村	構成比（%）
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

（注） 構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。

第5号様式（第5条関係）

その2

合 理 化 計 画 書

【事業経営改善合理化資金関係：素材転換促進資金】

事業体等の名	
--------	--

1 事業の経営の現状及び事業の経営改善に関する措置

(1) 事業体等に係る基本的事項（※該当する□にレ（チェック）を記入）

主な事業		<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工
事業体等の構成	森林組合関係	<input type="checkbox"/> ①森林組合 <input type="checkbox"/> ②森林組合連合会
	木材協同組合関係	<input type="checkbox"/> ③中小企業等協同組合等の組合 <input type="checkbox"/> ④中小企業等協同組合等の連合会
	単独事業体関係	<input type="checkbox"/> ⑤単独で資金を借り受ける事業体（製材業者、加工業者） <input type="checkbox"/> ⑥上記⑤のうち新製品の開発等により木材の需要の拡大に努めている事業体 （「付表-3」が必要） <input type="checkbox"/> ⑦上記⑤のうち「製材の日本農林規格（構造用製材に係るものに限る）」の認定を受けた木材の製造を営む事業体（認定を受けたことを証明する書類の写しが必要）

(2) 事業の経営改善の基本的方向

--

(3) 事業等の現状・計画：（始期平成 年 月 日～終期平成 年 月 日）

年次計画等	現状（実績）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者記入欄（伸び率）
素材引取計画量（m ³ ）	平均計	素材引取計画量（m ³ ）					
	うち国産材						
	直近計	うち国産材（m ³ ）					
	うち国産材						
	2年前計	外材から国産材へ原材料を転換する国産材素材引取計画量（m ³ ）					
	うち国産材						
	3年前計						
	うち国産材						
<input type="checkbox"/> 新製品等 <input type="checkbox"/> JAS							

事業に直接 従事する従 業員数 (人)	平均								転換のた めの引取 量に対す る伸び率
	直近								
	2年前								
	3年前								
一人当たり の国産材素 材引取計画 量 (m ³ /人)	平均	一人当たりの原材料転換のための国産材素材引取計画量(m ³ /人)							転換のた めの引取 量に対す る伸び率
	うちJAS製品								
	直近								
	うちJAS製品								
	2年前	うちJAS製品量(m ³ /人)							
	うちJAS製品								
3年前									
うちJAS製品									

(注 1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注 2) 「現状(実績)」欄には、直近の実績を含む過去3か年の実績及び平均値を記入する。

(注 3) 「外材から国産材へ原材料を転換する国産材素材引取計画量(m³)」欄は、現在の国産材引取量からの増加量を記入する。

(注 4) 「□新製品等□JAS」欄について、⑥の者は、新製品の開発等に係る「原材料転換のための国産材素材引取量」を内書で記入する。また、⑦の者は、JAS製品に係る「原料転換のための国産材素材引取量」を内書で記入する。

(注 5) 「一人当たりの国産材素材引取計画量」の「うちJAS製品」欄について、JAS製品に係る一人当たりの「原料転換のための国産材素材引取量」を内書で記入する。

(注 6) 素材生産、製品引取を併せて行っている者については、「付表-1」を添付する。

(4) 財務状況：〔最近3か年の貸借対照表(又は資産・負債状況のわかる書類)、損益計算書及びその他参考となる書類を添付〕

2 事業の経営改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

資金調達先別金額等：(始期平成 年 月 日～終期平成 年 月 日)

年次計画	資金調達先別金額					所要資金額算出基礎					
	木材産業等高度化推進資金		その他 金融 機関 資金	自己 資金	その他	所要 資金額 (合計)	転換の ための 素材引 取計画 量 A	1m ³ 当たり 素材 価格 B	年間 輸送費 C	年間 資金 回転 数 D	所要 資金額 (A×B+C) ÷D =E
	短期運 転資金	長期運 転資金									
1年目 H . . . ~	千円	千円	千円	千円	千円	m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円	
2年目 H . . . ~											

3年目 H . . . ~											
4年目 H . . . ~											
5年目 H . . . ~											

(注) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

付表-1：素材生産量・製品引取量の現状

[※素材生産、製品引取を併せて行っている者が記入する。]

事業	現状		現 状 (実 績)				※担当者記入欄 年間木材取扱量 (m ³)		
	平均	直 近	2 年前	3 年前	平均	直 近			
素材生産量 (m ³)								素材引取量	
製品引取量 (m ³)	計							素材生産量	
	うち国産材							製品引取量	
								合 計	

(注) 直近の実績を含む過去3か年の実績及び平均値を記入する。

付表-2：計画期間における主要購入先及び主要販売先

	主 要 購 入 先 (素材)				主 要 販 売 先 (製材)			
	購入相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)	販売相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

(注) 構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。

付表-3：新製品の開発等の内容 (※単独事業体関係：⑥の事業体のみ記入する。)

(※該当する□にレ(チェック)を記入)

□新製品の開発	<input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> フローリング <input type="checkbox"/> 単板積層材 <input type="checkbox"/> 幅はぎ板 <input type="checkbox"/> プレカット材 <input type="checkbox"/> 防腐・防虫処理材 <input type="checkbox"/> 乾燥材 <input type="checkbox"/> その他 ()
□新分野の需要 開拓	<input type="checkbox"/> 木造学校建築事業 <input type="checkbox"/> 木造公営住宅建設事業 <input type="checkbox"/> 産直住宅建設事業 <input type="checkbox"/> その他 ()

第5号様式（第5条関係）

その3

合理化計画書

【事業経営改善合理化資金関係：間伐等促進資金】

事業体等の名称	
---------	--

1 事業の経営の現状及び事業の経営改善に関する措置

(1) 事業体等に係る事項（※該当する□にレ（チェック）を記入）

主な事業		<input type="checkbox"/> 間伐生産 <input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> 素材市場 <input type="checkbox"/> 製品市場 <input type="checkbox"/> 卸売
事業体等の構成	森林所有者関係	<input type="checkbox"/> ①所有する森林面積がおおむね30ha以上の森林所有者（所有森林面積： ha）
	森林組合関係	<input type="checkbox"/> ②森林組合 <input type="checkbox"/> ③森林組合連合会
	木材協同組合関係	<input type="checkbox"/> ④中小企業等協同組合等の組合 <input type="checkbox"/> ⑤中小企業等協同組合等の連合会
	単独事業体関係	<input type="checkbox"/> ⑥木材の年間取扱量がおおむね3,000m ³ 以上の事業体 <input type="checkbox"/> ⑦木材の年間取扱量がおおむね1,000m ³ 以上でかつ間伐材等の取扱量が地域材取扱量のおおむね5割以上の事業体であつて、計画期間内に間伐材等の取扱量が2割以上増加するよう計画している事業体 <input type="checkbox"/> ⑧新製品の開発等により木材の需要の拡大に努めている事業体 （「付表-3」が必要） <input type="checkbox"/> ⑨「製材の日本農林規格（構造用製材に係るものに限る）」の認定を受けた木材の製造を営む事業体（認定を受けたことを証明する書類の写しが必要）
	数人共同の事業体 2人以上	<input type="checkbox"/> ⑩法人格を有しない同一の目的を有する事業体 （別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要）
	その他	<input type="checkbox"/> ⑪造林公社、林業公社 <input type="checkbox"/> ⑫第3セクター <input type="checkbox"/> ⑬生産森林組合
利率優遇要件	2倍協調要件	<input type="checkbox"/> ①木材の年間取扱量がおおむね10,000m ³ 以上でかつ間伐材等の取扱量がおおむね5,000m ³ 以上の事業体であつて、計画期間内に間伐材等の取扱量が2割以上増加するよう計画している事業体
	3倍協調要件	<input type="checkbox"/> ②木材の年間取扱量がおおむね3,000m ³ 以上でかつ間伐材等の取扱量がおおむね1,500m ³ 以上の事業体であつて、計画期間内に間伐材等の取扱量が2割以上増加するよう計画している事業体

(2) 事業の経営改善の基本的方向

--

(注) 加工を併せて行う者については、その加工に係る製品の生産に関する事項を、⑧の者については、木材需要の拡大に関する事項を含めて記入すること。

(3) 財務状況：〔最近3か年の貸借対照表（又は資産・負債状況のわかる書類）、損益計算書及びその他参考となる書類を添付〕

(4) 事業等の現状・計画：（始期平成 年 月 日～終期平成 年 月 日）

年次計画等		現状（実績）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者
木材取扱量 (m³)	平均 計		木材取扱計画量 (m³)					記入欄 (伸び率)
	うち国産材							
	直近 計							
	うち国産材							
	2年前 計		うち国産材 (m³)					
	うち国産材							
3年前 計								
	うち国産材							
<input type="checkbox"/> 新製品等 <input type="checkbox"/> JAS								
間伐材等生産 計画量 (m³)	平均	[]						
	直近							
	2年前							
	3年前		[]	[]	[]	[]	[]	
	平均 計		間伐材等引取計画量 (m³)					
	うち国産材							
	直近 計							
	うち国産材							
	2年前 計		うち国産材 (m³)					
	うち国産材							
3年前 計								
	うち国産材							
<input type="checkbox"/> 新製品等 <input type="checkbox"/> JAS								
間伐材製品引 取計画 量 (m³)	平均 計		間伐材製品引取計画量 (m³)					
	うち国産材							
	直近 計							
	うち国産材							
	2年前 計		うち国産材 (m³)					
	うち国産材							
3年前 計								
	うち国産材							
<input type="checkbox"/> 新製品等 <input type="checkbox"/> JAS								

間伐材 等加工 計画量 (m ³)	平均 計		間伐材等加工計画量 (m ³)				
	うち国産材						
	直近 計						
	うち国産材						
	2年前 計		うち国産材 (m ³)				
	うち国産材						
3年前 計							
うち国産材							
□新製品等 □JAS							
事業に直接従事 する従業員数 (人)	平均						
	直近						
	2年前						
	3年前						
一人当たりの木 材取扱計画量 (m ³ /人)	平均		一人当たりの木材取扱計画量 (m ³ /人)				
	うちJAS製品						
	直近						
	うちJAS製品						
	2年前		うちJAS製品量 (m ³ /人)				
	うちJAS製品						
3年前							
うちJAS製品							

- (注 1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。
- (注 2) 「現状(実績)」欄には、直近の実績を含む過去3か年の実績及び平均値を記入する。
- (注 3) 「内訳」欄には、資金を借り受けようとする事業についてのみ計画量等を記載する。
- (注 4) 「間伐材等生産計画量」欄の [] : ⑧の者については、新製品の開発等(葉枯らしによる天然乾燥材)に係る間伐材等生産計画量を内書で記入する(その他の事業体については、記入の必要なし。)
- (注 5) 「□新製品等□JAS」欄について、⑧の者は、新製品の開発等に係る木材取扱計画量を内書で記入する。また、⑨の者は、JAS製品に係る素材引取計画量を内書で記入する(その他の事業体については、記入の必要なし。)
- (注 6) ①の者については、「事業に直接従事する従業員数」欄及び「一人当たりの木材取扱計画量」欄の記入は不要
- (注 7) 「一人当たりの木材取扱計画量」の「うちJAS製品」欄について、⑨の者は、JAS製品に係る一人当たりの木材取扱計画量を内書で記入する(その他の事業体については、記入の必要なし。)
- (注 8) 間伐材等の生産又は間伐材若しくは間伐材製品等の引取以外の事業を併せて行っている者については、「付表-1」を添付する(数人共同の事業体については不要)。
- (注 9) 数人共同の事業体以外の者については、「付表-2」を添付する。

2 事業の経営改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

資金調達先別金額等：（始期平成 年 月 日～終期平成 年 月 日）

ア 合計

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額 (合計)
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	自己資金	その他	
		短期運転資金	長期運転資金				
合 計	1年目 H...～	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	2年目 H...～						
	3年目 H...～						
	4年目 H...～						
	5年目 H...						

イ 間伐材等生産

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎					
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	自己資金	その他	所要資金額 (合計)	間伐材生産計画量 A	伐採・搬出等諸経費 B	年間立木購入費 C	年間資金回転数 D	所要資金額 (A×B+C)÷D=E
		短期運転資金	長期運転資金									
間伐材等 生産	1年目						m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円	
	2年目											
	3年目											
	4年目											
	5年目											

ウ 間伐材・間伐材製品引取

	資金調達先別金額	所要資金額算出基礎
--	----------	-----------

年次計画	木材産業等高度化推進資金		その他 金融 機関 資金	自己 資金	そ の 他	所 要 資 金 額 (合計)	間伐材・ 製品引取 計画量 A	1m ³ 当 たり素 材・製 品価格 B	年間輸 送費 C	年間 資金 回転数 D	所 要 資 金 額 (A×B+ C)÷D= E
	短期運 転資金	長期運 転資金									
間伐材等引取	1年目										
	2年目										
	3年目										
	4年目										
	5年目										
間伐材製品引取	1年目										
	2年目										
	3年目										
	4年目										
	5年目										

エ 間伐材加工

年次計画	資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
	木材産業等高度化推進資金		その他 金融 機関 資金	自己 資金	そ の 他	所 要 資 金 額 (合計)	間伐材 製品 生産 計画量 A	1 m ³ 当 たり 加 工 諸 経 費 B	年間 資金 回転数 C	所 要 資 金 額 (A×B)÷C =D
	短期運 転資金	長期運 転資金								
間伐材等加工	1年目									
	2年目									
	3年目									
	4年目									
	5年目									

(注 1) 資金を借り受けようとする事業に係る金額等を記載する。

(注 2) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注 3) イ間伐材等生産に係る資金を借り受けようとする①の森林所有者については、「年間立木購入費」欄の記入は不要。

付表-1：素材生産量・素材引取量・製品引取量の現状

※ 間伐材等の生産又は間伐材若しくは間伐材製品等の引取以外の事業を併せて行っている者が記入する。（数人共同の事業体は記載不要）

事業	現状	現状（実績）			
		平均	直近	2年前	3年前
素材生産量 (m ³)	計 (うち間伐材)	()	()	()	()
	うち国産材 (うち間伐材)				
素材引取量 (m ³)	計				
	うち国産材 (うち間伐材)				
製品引取量 (m ³)	計				
	うち国産材 (うち間伐材)				

※ 担当者記入欄	
年間国産材取扱量 (m ³)	
()内は間伐材	
素材生産量	()
素材引取量	()
製品引取量	()
合計	()

(注 1) 直近の実績を含む過去3か年の実績及び平均値を記入する。

(注 2) 数人共同の事業体については、別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」に記入する。

付表-2：計画期間における間伐材等の主要購入先及び主要販売先（※数人共同の事業体は記載不要）

	主要購入先				主要販売先			
	購入相手先	(業種)	所在市町村	構成比(%)	販売相手先	(業種)	所在市町村	構成比(%)
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

(注 1) 構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。

(注 2) 数人共同の事業体については、別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」に記入する。

付表-3：新製品の開発等の内容（※単独事業体関係：⑧の事業体のみ記入する。）

（※該当する□にレ（チェック）を記入）

<input type="checkbox"/> 新製品の開発	<input type="checkbox"/> 「葉枯らしによる天然乾燥材」の生産 <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> フローリング <input type="checkbox"/> 単板積層材 <input type="checkbox"/> 幅はぎ板 <input type="checkbox"/> プレカット材 <input type="checkbox"/> 防腐・防虫処理材 <input type="checkbox"/> 乾燥材 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 新分野の需要開拓	<input type="checkbox"/> 木造学校建築事業 <input type="checkbox"/> 木造公営住宅建設事業 <input type="checkbox"/> 産直住宅建設事業 <input type="checkbox"/> その他 ()

[別紙]

○ 数人共同の事業体に係る参考資料（構成員ごとに記入）

構成員名		代表者名	
------	--	------	--

参考-1：年間木材取扱量の現状（実績）

事業	現状	現状（実績）			
		平均	直近	2年前	3年前
素材生産量（m ³ ）	計				
	（うち間伐材）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
素材引取量（m ³ ）	計				
	うち国産材 （うち間伐材）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
製品引取量（m ³ ）	計				
	うち国産材 （うち間伐材）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
※担当者記入欄：年間国産材取扱量（m ³ ）					
（ ）内は間伐材		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）

（注） 構成員ごとの年間木材取扱量等の「現状（実績）」欄の合計値が、1の(4)の「現状（実績）」欄と合致するよう留意する。

参考-2：年間間伐材等取扱計画量及び木材産業等高度化推進資金必要額

年次計画等		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
間伐材等生産計画量（m ³ ）						
間伐材等引取計画量（m ³ ）						
間伐材製品引取計画量（m ³ ）						
間伐材等加工計画量（m ³ ）						
木材産業等高度化推進資金必要額（千円）	短期					
	長期					

（注） 構成員ごとの合計値が、1の(4)の年次計画等及び2の「資金調達先別金額」の木材産業等高度化推進資金の「短期運転資金」、「長期運転資金」と合致するよう留意する。

参考-3：計画期間における素材等の主要購入先及び主要販売先

	主要購入先				主要販売先			
	購入相手先	（業種）	所在市町村	構成比（％）	販売相手先	（業種）	所在市町村	構成比（％）
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

（注） 構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。

第6号様式（第5条関係）

その1

合理化計画認定申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所 事業体等の所在地

氏 名 名称及び代表者名 (印)

(※法人にあつては、登記している住所、名称及び代表者名)

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第2項の規定に基づき、合理化計画について認定を申請します。

共同申請者名簿

共同申請者 (異業種間の協定等の締結先)	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名		(印)
共同申請者 (異業種間の協定等の締結先)	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名		(印)

注 1： 異業種の例【素材生産業者とチップ工場、素材生産業者と製材業者、チップ工場と製紙工場、製材業者とペレット工場、素材生産業者とペレット工場等】

注 2： 必要に応じて欄を追加して記入すること。

第6号様式（第5条関係）

その2

合理化計画認定申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所 事業体等の所在地

氏 名 名称及び代表者名 (印)

(※法人にあつては、登記している住所、名称及び代表者名)

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第2項の規定に基づき、合理化計画について認定を申請します。

共同申請者名簿

共同申請者 (異業種間の協定等の締結先)	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名		(印)
共同申請者 (異業種間の協定等の締結先)	事務所所在地 会 社 名 代 表 者 名		(印)

注1： 異業種の例【森林所有者と素材生産業者、素材生産業者と製材業者、素材生産業者と原木市場、製材業者と加工業者、製材業者と製品市場等】

注2： 必要に応じて欄を追加して記入すること。

第7号様式（第5条関係）

その1

合 理 化 計 画 書
【構造改善合理化資金関係：チップ等安定供給資金】

事業体等の名称	
---------	--

1 事業の経営の現状及び木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置

(1) 事業体等に係る基本的事項

ア 申請者（借受者）（※該当する□にレ（チェック）を記入）

	主な事業	<input type="checkbox"/> 素材生産 <input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> チップ製造 <input type="checkbox"/> ペレット製造
事業体等の構成	森林所有者関係	<input type="checkbox"/> 森林所有者
	森林組合関係	<input type="checkbox"/> 森林組合 <input type="checkbox"/> 森林組合連合会
	木材協同組合関係	<input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合等の組合 <input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合等の連合会
	単独事業体関係	<input type="checkbox"/> 素材生産業者 <input type="checkbox"/> 製材業者 <input type="checkbox"/> 加工業者 <input type="checkbox"/> チップ業者 <input type="checkbox"/> ペレット業者

イ 共同申請者（借受者以外）※異業種間の協定等の締結相手方

フリガナ	
会社名	
設立年月日	年 月 日
主な事業等 （□に「レ」を記入） ※左記のいずれかに適合することが必要	<input type="checkbox"/> 森林所有者 <input type="checkbox"/> 素材生産 <input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> チップ製造 <input type="checkbox"/> ペレット製造 <input type="checkbox"/> その他関連業種 （※ 関連業種の内訳： <input type="checkbox"/> パルプ製造業 <input type="checkbox"/> 紙製造業 <input type="checkbox"/> 電気業）

（注 1） 共同申請者（借受者以外）が複数である場合は、欄を追加し、共同申請者（借受者以外）ごとに作成すること。

（注 2） 協定書等（写）を添付すること。

(2) 木材の生産部門又は流通部門の構造改善の基本的方向

--

(3) 事業等の現状・計画：（始期平成 年 月 日～終期平成 年 月 日）

年次計画等	現状（実績）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 （伸び率）
間伐材等素材生産 計画量 （m ³ ）	平均 計	間伐材等素材生産計画量（m ³ ）					
	直近 計						

	2年前 計							
	3年前 計							
うち、協定等に基づく間伐材等素材引取量 (m³)	平均 計							
	直近 計							
	2年前 計							
	3年前 計							
間伐材等素材引取量計 (m³) (製材等の残材引取含む)	平均 計	間伐材等素材引取計画量 (m³)						
	直近 計							
	2年前 計							
	3年前 計							
うち、協定等に基づく間伐材等素材引取量 (m³)	平均 計							
	直近 計							
	2年前 計							
	3年前 計							
チップ・ペレット生産計画量 (m³) <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> ペレット	平均 計							
	直近 計							
	2年前 計							
	3年前 計							

(注 1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注 2) 「現状(実績)」欄には、直近の実績を含む過去3か年の実績及び平均値を記入する。

(注 3) 本表は、チップ及びペレットの原材料となる間伐材等(国産材に限る。)の生産及び引取りに係る数値を記入する。

(4) 財務状況：〔最近3か年の貸借対照表(又は資産・負債状況のわかる書類)、損益計算書及びその他参考となる書類を添付〕

2 木材の生産部門又は流通部門の構造改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

資金調達先別金額等：(始期平成 年 月 日～終期平成 年 月 日)

(1) 間伐材等素材生産

	資金調達先別金額
	所要資金額算出基礎

年次計画		木材産業等高度化推進資金		その他 金融 機 関 資 金	自己 資 金	そ の 他	所 要 資 金 額 (合計)	間伐材 等生産 計画量 A	伐採・ 搬出等 諸経費 B	年 間 立 木 購入費 C	年間資 金回転 数 D	所 要 資 金 額 (A×B+C)÷ D=E
		短期運 転資金	長期運 転資金									
間伐材等 素材生産	1年目							m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円
	2年目											
	3年目											
	4年目											
	5年目											

(2) 間伐材等素材引取

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎					
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融 機 関 資 金	自己 資 金	そ の 他	所 要 資 金 額 (合計)	間伐材 等引取 計画量 A	1m ³ 当たり 素 材 価 格 B	年間 輸送費 C	年間 資金 回転 数 D	所 要 資 金 額 (A×B+C) ÷D=E
		短期運 転資金	長期運 転資金									
間伐材等 素材引取	1年目											
	2年目											
	3年目											
	4年目											
	5年目											

(注 1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注 2) 申請者（借受者）が複数の場合における木材産業等高度化推進資金の合計額は、1億円以内（特認2億円以内）とする。

第7号様式（第5条関係）

その2

合 理 化 計 画 書

【構造改善合理化資金関係：木材高度加工資金】

事業体等の名称	
---------	--

1 事業の経営の現状及び木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置

(1) 事業体等に係る基本的事項

ア 申請者（借受者）（※該当する□にレ（チェック）を記入）

	主な事業	<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工
借受の対象要件	<input type="checkbox"/> 高次加工機械等の活用	<input type="checkbox"/> 集成材製造施設 <input type="checkbox"/> 人工乾燥施設 <input type="checkbox"/> 薬剤処理施設 <input type="checkbox"/> プレカット加工施設 <input type="checkbox"/> 廃木材破砕・再生処理施設 <input type="checkbox"/> 製材用省力化設備 <input type="checkbox"/> 合板用省力化設備 <input type="checkbox"/> 木製組立材料製造用省力化設備 <input type="checkbox"/> 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備
	<input type="checkbox"/> 合併等による体質強化	<input type="checkbox"/> 年間素材・製品取扱量がおおむね5,000m ³ 以上 (設立総会等の議事録等を添付すること) (付表-1を記入すること)
	<input type="checkbox"/> 高度加工	<input type="checkbox"/> JAS材生産 <input type="checkbox"/> 人工乾燥材生産 <input type="checkbox"/> 天然乾燥材生産 <input type="checkbox"/> 地域認証材の生産 <input type="checkbox"/> 集成材の生産 <input type="checkbox"/> プレカット材の生産
事業体等の構成	森林組合関係	<input type="checkbox"/> 森林組合 <input type="checkbox"/> 森林組合連合会
	木材協同組合関係	<input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合等の組合 <input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合等の連合会
	単独事業体関係	<input type="checkbox"/> 製材業者 <input type="checkbox"/> 加工業者

イ 共同申請者（借受者以外）※異業種間の協定等の締結相手方

フリガナ 会社名	
設立年月日	年 月 日
主な事業等 (□に「レ」を記入)	<input type="checkbox"/> 森林所有者（素材生産を行っている者） <input type="checkbox"/> 素材生産 <input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> 素材市場 <input type="checkbox"/> 製品市場 <input type="checkbox"/> 卸売 <input type="checkbox"/> その他関連業種 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※関連業種の内訳：<input type="checkbox"/> 建築工事業 <input type="checkbox"/> 大工工事業 <input type="checkbox"/> 家具製造業 <input type="checkbox"/> インテリアデザイン業 <input type="checkbox"/> 設計監理業 </div>

(注1) 共同申請者（借受者以外）が複数である場合は、欄を追加し、共同申請者（借受者以外）ごとに作成すること。

(注2) 協定書等（写）を添付すること。

(2) 木材の生産部門又は流通部門の構造改善の基本的方向

--

(注) 高次加工機械等の活用又は合併等の体質強化に関する事項を含めて記入すること。

(3) 事業等の現状・計画：(始期平成 年 月 日～終期平成 年 月 日)

ア 素材・製材品取扱量等

年次計画等	現状(実績)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)	
年間取扱計画量 (m ³) □ 素材 □ 製材品	平均計 ----- うち国産材	年間取扱計画量 (m ³)					※注4	
	直近計 ----- うち国産材							
	2年前計 ----- うち国産材	うち国産材 (m ³)						
	3年前計 ----- うち国産材							
	引取量計 (m ³) □ 素材 □ 製材品	平均計 ----- うち国産材	引取計画量 (m ³)					
	直近計 ----- うち国産材							
うち、協定等に基づく引取量 (m ³) □ 素材 □ 製材品	2年前計 ----- うち国産材	うち国産材 (m ³)						
	3年前計 ----- うち国産材							
	平均	※注3						
	直近							
	2年前							
	3年前							

(注1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

- (注 2) 「現状（実績）」欄には、直近の実績を含む過去3か年の年間取扱計画量等の実績及び平均値を記入する。
- (注 3) 協定等に基づく1年目の引取量が年間取扱計画量の実績の平均値の1割以上であること。
- (注 4) 5年目の年間取扱計画量が実績の平均値の2割以上増加するように計画すること。
- (注 5) 素材と製品の両方の取扱がある場合は、上段に素材、下段に製材品にする等区分して記入すること。

イ 木材製品の生産計画量

年次計画等	現状（実績）		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
木材製品の 生産計画量 (m ³)	平均							
	直近							
	2年前							
	3年前							

(注 1) 「現状（実績）」欄には、直近の実績を含む過去3か年の素材・製材品による木材製品の生産計画量等の実績及び平均値を記入する。

ウ JAS製品の生産計画量 (JAS材 地域認証材 集成材 プレカット材)

年次計画等	現状（実績）		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
JAS材等の 生産計画量 (m ³)	平均							
	直近							
	2年前							
	3年前							

(注 1) 「現状（実績）」欄には、直近の実績を含む過去3か年の素材・製材品による木材製品の生産計画量等の実績及び平均値を記入する。

(注 2) 複数の種類の材を生産する場合は、上段、中段、下段に区分して記入する。

エ 乾燥材の生産計画量 (人工乾燥材 天然乾燥材)

年次計画等	現状（実績）		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
乾燥材の生産 計画量 (m ³)	平均							
	直近							
	2年前							
	3年前							

(注 1) 「現状（実績）」欄には、直近の実績を含む過去3か年の素材・製材品による木材製品の生産計画量等の実績及び平均値を記入する。

(注 2) 人工乾燥及び天然乾燥の両方を生産している場合は、上段に人工乾燥、下段に天然乾燥を記入する。

(4) 財務状況：〔最近3か年の貸借対照表（又は資産・負債状況のわかる書類）、損益計算書及びその他参考となる書類を添付〕

2 木材の生産部門又は流通部門の構造改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

資金調達先別金額等：（始期平成 年 月 日～終期平成 年 月 日）

年次計画	資金調達先別金額						所要資金額算出基礎				
	木材産業等高度化推進資金		その他金融機関資金	自己資金	その他	所要資金額 (合計)	生産 計画量 A	1 m ³ 当たり 加工 諸経費 B	年間 輸送費 C	年間資 金回転 数 D	所要 資金額 (A×B + C)÷D=E
	短期運 転資金	長期運 転資金									
1年目 H ~	千円	千円	千円	千円	千円	千円	m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円
2年目 H ~											
3年目 H ~											
4年目 H ~											
5年目 H ~											

(注 1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注 2) 申請者（借受者）が複数の場合における木材産業等高度化推進資金の合計額は、1億円以内とする。

(注 3) 「生産計画量 A」は、上記1の(3)のイからエの計画量を転記することとし、複数の種類の材の生産を行う場合は、行数を増やし区分記入する。

付表-1

(合併等により新たに設立された木材の加工を行う事業体)

合併等の実施状況

合併年月日	合併前の名称	合併等後の名称	合併等の目的

第7号様式（第5条関係）

その3

合 理 化 計 画 書

[構造改善合理化資金関係：原木確保協定促進資金]

事業体の名称	
--------	--

1 申請者の経営状況

(1) 木材製造業者

ア 工場の規模等

(ア) 過去3か年間の木材消費量

(単位：m³)

氏名	年度	年度	年度	年度	計

(注 1) 木材製造業者ごとに作成すること。

(注 2) 取引量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入する。

(イ) 過去3か年間の主製品の生産量

(単位：m³)

氏名	年度	取扱品目	年度	年度	年度	計

(注 1) 木材製造業者ごとに作成すること。

(注 2) 取扱品目欄に、取り扱っている製材品別に区分して記載すること。

(注 3) 取扱量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入する。

(ウ) 機械装備の状況

機械名	形 式	台 数	出 力 (kw)
総出力			

イ 乾燥及び高次加工施設の設置状況及び生産量

施設名	施設内容（形式、設置数、能力）	年間生産量(m ³)

ウ 新規需要開発への取組み状況

(ア) 木造住宅ビルダー等との連携

提携先	提携先ビルダーの概要

(イ) 新規需要開発

項目	内容	実施方法	備考

エ 決算諸表（貸借対照表、損益計算書）、社会保険の加入状況

(注) 決算諸表については、過去3か年分を添付すること。

(2) 促進措置者

ア 事業の内容素材生産、卸売業等の別

イ 経営の規模

(ア) 過去3か年間の取扱い量 (単位：m³)

氏名	年度	取扱品目	年度	年度	年度	計

(注1) 促進措置実施者ごとに作成すること。

(注2) 取扱品目欄に、取り扱っている立木、素材、製材品等別に区分して記載すること。

(注3) 取扱量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入する。

(イ) 機械装備の状況

機械名	形式	台数	出力(kw)
総出力			

ウ 決算諸表（貸借対照表、損益計算書）、社会保険の加入状況

（注）決算諸表については、過去3か年分を添付すること。

2 原木確保協定促進の目標

3 原木確保協定促進の内容及び実施時期

(1) 取引関係に関する事項

期 間	森林所有者等	製造業者等	取引方法等の内容

○事業の計画量 （単位：m³）

区分	森林所有者等	木材製造業者等	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	合 計

（注 1） 区分は、立木、素材別に記載する。

（注 2） 計画量は、立方メートル単位で記載することとし、立方メートル未満は四捨五入すること。

(2) 伐採する森林の所在場所、保安林とその他の森林との区分、伐採面積、伐採方法、伐採齢等

森林の所在場所 市町 大字 字 地番 村				森林所有者等	伐採立木面積 (ha)	伐採立木材積 (m ³)	伐採の方法等			伐採樹種	伐採齢	伐採期間	伐採後の造林の方法等					備考 (保安林)
							主間伐別	伐採種別	伐採率 (%)				造林方法	造林期間	造林樹種	造林面積 (ha)	植栽本数 (本)	
計																		

（注 1） 森林の所在場所の欄は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合、又は、森林の現況は同じであるが森林施業計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記する。

（その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。）

（注 2） 森林所有者等の欄は、当該箇所が保安林に指定されており伐採の権限を有する素材生産業者等が事業者となる場合には、併せて森林所有者についても記載する。

（注 3） 伐採面積の欄は、実測又は見込みによりヘクタールを単位とし、小数第5位を四捨五入により記載する。

（注 4） 伐採立木材積の欄は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入により記載する。

（注 5） 伐採の方法の欄は、主伐、間伐の区分と、皆伐、択伐、間伐の区分及び間伐率、択伐率を記載する。

（注 6） 伐採樹種の欄は、スギ、ヒノキ等の樹種を記載する。

（注 7） 伐採齢の欄は、伐採樹種別に伐採する立木のうち最も低いものの年齢と最も高いものの年齢とを「○～○」のように記載する。

- (注 8) 伐採期間の欄は、1年を超えない期間を記載する。
- (注 9) 造林方法の欄は、人工造林、ぼうが更新、天然下種更新等と記載する。
- (注 10) 造林期間の欄は、1年を超えない期間を記載する。
- (注 11) 造林面積の欄は、ヘクタールを単位とし、小数第5位を四捨五入により記載する。
- (注 12) 備考の欄は、保安林の指定目的、伐採立木の搬出方法及び伐採跡地について行う植栽の時期を記載する。

(3)-1 木材生産流通改善施設の整備

事業実施者	実施 時期	施設等種類 (所在地等)	整備する施設等の規模 (機械装備, 能力)	事業費 (千円)

(注) 「施設等種類」の欄は、所在地のほか製材施設、乾燥施設、プレカット施設、集成材加工施設、流通拠点施設の別を記載すること。

(3)-2 開発行為を行う場合の木材生産流通改善施設の内容

開発行為者名

所 在 場 所			開発行為に係る森 林の土地の面積	開発行為の着手 及び完了年月日	備考
市町村 (郡)	字 (大字)	地番			

- (注 1) 本表は、開発行為者ごとに別葉とすること。
- (注 2) 開発行為に係る森林の土地の面積欄には、開発行為に係る森林の土地の面積について実測し、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- (注 3) 備考欄には、開発行為を行うことについての行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その手続きの状況を記載すること。
- (注 4) 本表に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに開発行為に関する計画書を添付すること。

(4) 促進措置の内容

事業実施者	実施年度	取組内容	備考

- (注 1) 促進措置として木材の安定的な取引に関する取組みを行う場合には、備考欄に、立木、素材、製材品等の品目名及びその取引量を年度毎に記載する。
- (注 2) 取引量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入する。

(5) 実施期間 自： 年 月 日 ～ 至： 年 月 日

4 木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

年度	事業実施者	資金区分	施設等種類	資金調達先別金額（千円）					
				木材産業等高度化推進資金		その他金融機関資金	自己資金	その他	合計
				短期資金	長期資金				
第1年度 年度		設備資金							
		運転資金							
第2年度 年度		設備資金							
		運転資金							
第3年度 年度		設備資金							
		運転資金							
第4年度 年度		設備資金							
		運転資金							
第5年度 年度		設備資金							
		運転資金							

(注 1) 事業実施者（借受者）ごとに作成すること。

(注 2) 施設等種類欄の設備資金欄には、製材施設、乾燥施設、プレカット施設、集成材加工施設、流通拠点施設等を記載すること。

(注 3) 施設等種類欄の運転資金欄には、素材の購入代金、機械・施設の使用料、作業労賃等必要とする資金を記載すること。

(注 4) 調達先欄には、該当する金融機関名と金額を記載すること。

(注 5) その他欄には、国、都道府県、市町村等が行う補助事業について、補助主体も併せて記載すること。

(注 6) 木材産業等高度化推進資金を借り入れる場合には、所用資金額算出基礎を添付すること。

5 その他

(注) 本事業についての取組の概念図を記載する。

第九号様式及び第十号様式を次のように改める。

第9号様式（第8条関係）

実 績 報 告 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所 事業体等の所在地

氏 名 名称及び代表者名（印）

（※法人にあつては、登記している住所、名称及び代表者名）

年 月 日付け第 号で認定を受けた合理化計画に係る第 年度（計画期間平成 年 月 日～ 年 月 日）の事業実績につき、下記のとおり報告します。

記

1 事業経営改善合理化資金関係

資金名						
項目	事業量			事業費	木材産業等高度化推進 資金認定額（実績欄に おいては借入額）	
	国産材	外材	計			
合 理 化 計 画 に お け る 計 画	素材生産	m ³	m ³	m ³	千円	千円
	間伐等素材生産		—			
	素材引取	()	()	()		
	間伐材等 素材引取	()	()	()		
	素材転換	()	—	()		
	製品引取	()	()	()		
	計 A	()	()	()		
	製品生産	()	()	()		
本 年 度 の 合	間伐材等 製品生産	()	()	()		
	素材生産		—			
	間伐等素材生産		—			
	素材引取	()	()	()		

理 化 計 画 に 対 す る 実 績	間伐材等 素材引取	()	()	()		
	素材転換	()		()		
	製品引取	()	()	()		
	間伐材等 製品引取	()	()	()		
	計 B	()	()	()		
	製品生産	()	()	()		
	間伐材等 製品生産	()	()	()		
計画対実績の割合 B/A	()	()	()			
	%	%	%	%	%	

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

(1) 事業量については、

- ① 合理化計画書の事業計画から該当数値の素材換算したものを記入する。
- ② 素材引取の () は、J A S 認定業者等の J A S 製品生産量を合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
- ③ 単独融資に係るものである場合、素材引取、素材転換及び製品引取の () は、需要開発に係る認定者にあつては、その生産計画量を、製材の日本農林規格（針葉樹の構造用製材に係るものに限る。）に係る認定者にあつては、J A S 製品生産計画量を合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
- ④ 間伐材等製品生産については間伐材等の素材及び製品の加工に要した経費を記入する。

(2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画事業量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。

(3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。

2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について

(1) 事業量については、

- ① 合理化計画に掲げた事業の実績の素材換算数値を記入する。
- ② 素材引取、素材転換及び間伐材等素材取引の () は、J A S 認定業者等の J A S 製品生産量を記入する。
- ③ 単独融資に係るものである場合、素材引取、素材転換及び製品引取の () は、需要開発に係る認定者にあつては、その生産量を、製材の日本農林規格（構造用製材に係るものに限る。）に係る認定者にあつては、J A S 製品生産量を記入する。

(2) 事業費については、

- ① 素材生産については、立木購入代金、素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料又は作業労賃の総額を記入する。
- ② 素材引取、素材転換及び製品引取については、国産材に係る素材又は製材品の引取金額を記入する。

③ 間伐材等素材生産については、間伐等に係る立木購入代金、素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用として集運材のための機械・施設の使用料又は作業労賃の総額を記入する。

④ 間伐材等素材引取、間伐材等製品引取については、間伐材等の素材又は間伐材等に係る製材品の引取金額を記入する。

(3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。

3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

2 構造改善合理化資金関係

(1) チップ等安定供給資金、原木確保協定促進資金（立木等引取、素材生産に係る資金）関係

資金名		事業量			事業費	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額）
項目		国産材	外 材	計		
合理化 計画に おける 計画	立木引取	m ³ ()	m ³ —	m ³ ()	千円	千円
	素材生産	()	()	()		
	素材引取	()	()	()		
	製品引取	()	()	()		
	計 A	()	()	()		
本年度 の合理 化計画 に対する 実績	立木引取	()	—	()		
	素材生産	()	()	()		
	素材引取	()	()	()		
	製品引取	()	()	()		
	計 B	()	()	()		
計画対実績の割合 B/A (素材換算値)		() %	() %	() %	%	%

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値の素材換算したものを記入する。
- (2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画事業量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。

2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績の素材換算数値を記入する。
 - (2) 事業費については、立木引取は立木購入代金等を、素材引取、製品引取は国産材に係る素材又は製材品の購入代金等を記入する。
 - (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。
- 3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

(2) 木材高度加工資金、原木確保協定促進資金（木材加工に係る資金）関係

資金名				
項目		事業量	事業費	木材産業等高度化推進資金 認定額（実績欄においては 借入額）
合理化計画 における計画	素材の消費量	m ³	千円	千円
	製材品の消費量			
	計 A			
本年度の 合理化計画 に対する実績	素材の消費量			
	製材品の消費量			
	計 B			
計画対実績の割合 B/A		%	%	%

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
- (2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画消費量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。

2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績を記入する。
 - (2) 事業費については、素材・製材品の消費に要した経費を記入する。
 - (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。
- 3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

3 林業経営高度化推進資金

事業区分		事業量 (ha)	事業費 (千円)	木材産業等高度化推進資金 認定額（実績欄においては 借入額） (千円)
所有 森林	植栽			
	保育			

林業経営改善計画における計画	施業 受託	植 栽			
		保 育			
		間 伐			
	経営 受託	植 栽			
		保 育			
		間 伐			
	委託	造林面積			
	計 A				
委託	素材生産 C				
本年度の林業経営改善計画に対する実績	所有 森林	植 栽			
		保 育			
	施業 受託	植 栽			
		保 育			
		間 伐			
	経営 受託	植 栽			
		保 育			
		間 伐			
	委託	造林面積			
	計 B				
	委託	素材生産 D			
計画対実績の割合 B/A			%	%	
計画対実績の割合 C/D			%	%	

(注) 1 林業経営改善計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、林業経営改善計画書の 3 の(2)の「目標を達成するため必要な事項の実行計画量」の値を記入する。
- (2) 事業費については、林業経営改善計画書の 4 の「3 の(2)のアからウまでの伐採事業、造林事業、林道事業の実施及び森林の取得等に必要な資金」の計の金額を各事業区分ごとに転記又は按分して記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、林業経営改善計画書の 4 の(1)の「3 の(2)のアからウまでの伐採事業、造林事業、林道事業の実施及び森林の取得等に必要な資金」から推進資金からの借入金の額を転記する。

2 本年度の林業経営改善計画に対する実績の欄について

- (1) 事業量については、林業経営改善計画に掲げた事業の実績を記入する。
- (2) 事業費については、事業を実施するのに要した金額を記入する。
- (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。

3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下 1 位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

第 10 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

三重県知事 宛て

金融機関名

代表者名

貸付状況の報告について

年 月末における木材産業等高度化推進資金の貸付状況を次のとおり報告します。

資金種類別貸付状況

(単位：件、千円)

資金の種類	前期末貸付 残 高 (A)		当期貸付						当期償還 (C)		当期末貸付 残 高 (A+B-C= D)		備考
			単独事業		左記以外		計 (B)						
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
計	()		()		()		() 《 》	《 》	()		()		
素材生産等促進資金	計	()		()		()		() 《 》	《 》	()		()	
	短期 資金	3倍 協調											
		4倍 協調											
	長期 資金	3倍 協調											
		4倍 協調											
(JAS認 定業者等)													
事業経営改善合理化資金	計	()		()		()		() 《 》	《 》	()		()	
	短期資金												
	長期資金												
	(JAS認 定業者等)												
計	()		()		()		() 《 》	《 》	()		()		

間伐等促進資金	短期資金	2倍 協調												
		3倍 協調												
		4倍 協調												
	長期資金	2倍 協調												
		3倍 協調												
		4倍 協調												
	計			()	()	()	()	《 》	《 》	()	()			
	チップ等安定供給資金	計		()	()	()	()	《 》	《 》	()	()			
		短期資金												
長期資金														
木材高度加工資金	計													
	短期資金													
	長期資金													
原木確保協定促進資金	計													
	短期資金													
	長期資金													
林業経営高度化推進資金	計		()	()	()	()	《 》	《 》	()	()				
	短期資金													
	長期資金													

合計	()	()	()	() 《 》	《 》	()	()		
----	-----	-----	-----	---------	-----	-----	-----	--	--

(注) 1 件数欄の記載は、金融機関から貸し出されるごとに1件として計上する貸付の件数を裸書きとし、()内にはそれぞれに該当する合理化計画認定者数(数人共同体の場合は団体ごとに1件とする。)を記入すること。

なお、()内の件数については次のように整理すること。

- (1) 前期末残高の欄の記載は、直前の四半期末の貸付状況報告における当該数値を転記すること。
 - (2) 当期貸付の欄の()内には、貸付残高の無い者に貸し付けた場合の数を記入すること。
 - (3) 当期償還の欄の()内には、償還により貸付残高が皆無となった者の数を記入すること。
 - (4) 当期末残高の欄の()内には、当期末において資金を貸し付けている者の数を記入すること。
- 2 J A S 認定業者等の欄には、当期末貸付残高のうち木材製品の規格化を促進するため J A S 認定業者等に貸し付けている件数及び貸付残高を記入すること。ただし、製材の日本農林規格(針葉樹の構造用製材に係るものに限る。)の認定業者は除くこと。
- 3 当該貸付欄の単独事業とは、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」の記の第3の1の(3)の事業体に係る貸付けとする。
- 4 当該貸付欄の《 》には、農林漁業信用基金による債務保証に係る件数及び金額を記入すること(内書)。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、改正前の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年三重県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号中「有害捕獲」を「被害防止の捕獲」に改める。

第十九条第二項第四号中「鳥獣保護思想」を「鳥獣保護管理思想」に改める。

第二号様式中「有害捕獲」を「被害防止の捕獲」に、

「

鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等しようとする場合にあつてはその旨	
狩猟免許の種別、番号及び交付年月日	

」

を

「

鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等しようとする場合にあつてはその旨	
-------------------------------------	--

」

に、「有害鳥獣捕獲」を「被害防止の捕獲」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の前日に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十三号

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年三重県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 253 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 29 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(1)の表及び(2)の表を次のように改める。

(1) 農林水産総務課関係

区分	(A) 補助金等の 名称	(B) 補助金等の 交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補 助（交付）率	(E) 補 助 対 象 者
1	食のバリューチェーンの機能向上に向けた人材確保育成事業のうち「プロフェッショナル人材確保育成推進事業費」補助金	県内の食に関する企業等において、県外のプロフェッショナル人材を雇用し、消費者が食に求める価値の創出を図るとともに、労働生産性の向上等につなげる。	県外のプロフェッショナル人材を直接雇用し、かつ、平成 27 年度中に雇用契約等を締結した県内の食に関する企業等に対し、原則 3 か月以内（委託者が特別に認めた場合は最長で 6 か月）の雇用に必要な人件費等の経費 1 給料、賞与 正規雇用開始から最大 3 か月分（委託者が特別に認めた場合は最長で 6 か月）の基本給等給与を支払った金額 2 通勤手当、住宅手当 規定等により、労働者に対する支給が義務付けられている手当	交付決定の日から補助事業完了までに要した必要経費の 1/2 以内。ただし、雇用契約を締結したものの、給与支払い実績がない場合は補助金交付の対象としない。補助金は、雇用に係る原則 3 か月以内の経費に対して、一人当たり 125 万円以内を給付するものとする。なお、雇用に係る最長 6 か月の経費に対する補助金の給付を認めた場合には、250 万円を上限とする。	大企業及びみなし大企業を除く県内の食に関する企業等

(2) フードイノベーション課関係

区分	(A) 補助金等の 名称	(B) 補助金等の 交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補 助（交付）率	(E) 補 助 対 象 者
1	6 次産業化ネットワーク活動推進事業費補助金	6 次産業化戦略の策定（更新）、6 次産業化に取り組む人材の育成、農林水産物を活用した新商品開発及び販路開拓等の取組を支援する。	6 次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱に基づいて行う次の事業に要する経費 1 支援体制整備事業 (1) 6 次産業化等に関する戦略の策定 (2) 人材育成研修会の開催 2 推進事業のうち事業者タイプ (1) 加工適性のある作物導入 (2) 新商品開発・販路開拓の実施 3 推進事業のうち地域タイプ	事業費の 10/10 以内 事業費の 1/3 以内。ただし、市町戦略（事業実施年度末までに市町戦略を定めることが確実であるものを含む。）に基づいて行われる取組として当該市町が認めるものにあつては、事業費の 1/2 以内とする。 事業費の 1/2	6 次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱に定める事業実施主体

			<ul style="list-style-type: none"> (1) 加工適性のある作物導入 (2) 新商品開発及び販路開拓の実施 (3) 施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大 (4) 直売所の売上向上に向けた多様な取組 (5) 地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発 (6) 新技術等の事業化実証 	以内	
2	6次産業化ネットワーク活動整備事業費補助金	農林水産物を活用した新商品開発及び販路開拓の取組に必要な機械、施設等の整備を支援する。	<p>整備事業のうち事業者タイプ 6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱に基づいて行う次の施設等の整備事業に要する経費</p> <p>1 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農林水産物等集出荷のために必要な施設 (2) 農林水産物等処理加工のために必要な施設 (3) 農林水産物の高付加価値化、地域の生産及び加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設及び地域食材提供施設 (4) 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設 (5) 収穫後病害虫防除のために必要な施設 (6) 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の加工、流通、販売等施設へ供給するために必要な施設（売電を目的とする取組を除く。） (7) (1)～(6)の附帯施設 <p>2 6次産業化又は農商工連携の取組に必要な、自らが行う農林水産物等の生産のために必要な施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 簡易土地基盤整備 (2) 農業用水のために必要な施設 (3) 営農飲雑用水のために必要な施設 (4) 高生産性農業用水のために必要な施設 (5) 乾燥調製貯蔵のために必要な施設 (6) 育苗のために必要な施設 (7) 水産用種苗生産及び蓄養殖のために必要な施設 (8) 高品質堆肥製造のために必要な施設 (9) 新技術活用種苗等供給のために必要な施設 (10) 特用林産物生産のために必要な施設 (11) 農林水産物運搬のために必要な施設 (12) 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設（売電を目的とする取組を除く。） (13) (1)～(12)の附帯施設 <p>3 食品等の加工・販売のために必要な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農林漁業者団体等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために整備する施設 (2) (1)の附帯施設 	事業費の3/10以内。ただし、事業実施主体に交付する補助金の額は6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱に定める方法により算定された額とし、1億円を上限とする。	6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱に定める事業実施主体

			整備事業のうち地域タイプ市町戦略に基づいて行われる新商品開発に用いる加工機械等の導入に要する経費	事業費の 1/2 以内。ただし、3 千万円を上限とする。	
--	--	--	--	------------------------------	--

別表 1(3)を削る。

別表 1(4)の表中「担い手育成課」を「担い手支援課」に改め、同表第 1 号の項 (C) の欄中「農業委員及び」を「農業委員、農地利用最適化推進委員及び」に改め、同表第 2 号の項を次のように改める。

2	農業委員会交付金及び補助金（農地利用最適化交付金）	市町農業委員会の組織及び運営の適正化を図る。	1 農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員の設置に要する経費	定額	市町又は市町農業委員会
---	---------------------------	------------------------	---------------------------------	----	-------------

別表 1(4)の表中第 14 号の項を削り、第 13 号の項を第 14 号の項とし、第 12 号の項を第 13 号の項とし、同表第 11 号の項 (D) の欄中「10/10 以内」を「1/2 以内」に改め、同項を同表第 12 号の項とし、同表中第 10 号の項を第 11 号の項とし、第 3 号の項から第 9 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 号の項の次に次のように加える。

3	農業委員会ネットワーク機構負担金及び補助金	県農業会議の組織及び運営の適正化を図る。	1 常設審議委員会及び総会の会議員手当に要する経費 2 職員の設置に要する経費 3 県農業会議が実施する機構集積支援事業に要する経費 4 事務所の運営等に要する経費	事業費の 10/10 以内	一般社団法人三重県農業会議
---	-----------------------	----------------------	---	---------------	---------------

別表 1(4)の表中第 20 号の項を削り、同表第 21 号の項 (B) の欄中「企業等」を「中山間地域において企業等」に改め、同項 (C) の欄から (E) の欄までを次のように改め、同項を同表第 20 号の項とする。

企業等が農業経営を行う際に必要な機械、施設等の整備、農地の造成等や担い手確保のための人材育成に要する経費を支援する。	事業費の 1/6 以内。ただし、障がい者が就労する場合は事業費の 1/4 以内。 (いずれも補助金上限 5,000 千円)	県内企業等で新規又は既存で農業経営に取り組む者
--	--	-------------------------

別表 1(4)の表に次のように加え、同表を別表 1(3)の表とする。

21	担い手確保・経営強化支援事業費補助金	「人・農地プラン」を策定し農地中間管理事業を活用した地域の認定農業者等に対して、農業用機械及び施設等の導入を支援し、地域農業の発展に寄与する。	適切な「人・農地プラン」が作成されており、農地中間管理機構を活用している地区において、売上高の拡大や経営コストの縮減等に意欲的に取り組む地域の担い手が、融資を活用して農業用機械及び施設を導入する事業に要する経費	事業費の 1/2 以内	市町
----	--------------------	---	---	-------------	----

別表 1(5)の表を別表 1(4)の表とする。

別表 1(6)の表中第 8 号の項を削り、第 9 号の項を第 8 号の項とし、第 10 号の項を第 9 号の項とし、第 11 号の項を第 10 号の項とし、同表に次のように加え、同表を別表 1(5)の表とする。

11	産地パワーアップ事業費補助金	地域の強みを活かしたイノベーションの促進及び三重県農業の競争力強化を図る。	水田、畑作、野菜、果樹及び花きの産地が施設整備、機械のリース、生産資材の導入等を行う事業に要する経費	事業費の 1/2 以内	市町、農業者が組織する団体、農業者等
----	----------------	---------------------------------------	--	-------------	--------------------

別表 1(7)の表に次のように加え、同表を別表 1(6)とする。

8	子牛生産基盤を核とした連携体育成モデル事業費補助金	子牛生産基盤の強化の取組を支援することで、和牛生産農家を含めた畜産経営体が核となった地域全体の収益性向上に取り組む高収益型畜産連携体の育成を図る。	和牛子牛生産基盤の強化及び改良・繁殖に取り組む農家等で構成される団体の構成員で、新たに繁殖経営に取り組む農家等が繁殖雌牛を増頭する場合に要する経費	繁殖雌牛 1 頭につき 100 千円以内	生産者集団、農協及び一般社団法人
---	---------------------------	---	---	----------------------	------------------

9	雇用力のある畜産経営体育成事業費補助金	需要に応じた畜産物の生産基盤の強化を図り、中山間地域における雇用の創出につなげるため、地鶏等に係る生産力向上及びブランド力向上を図る。	財団法人熊野市ふるさと公社が行う熊野地鶏のブランド力向上のためのPR用パンフレット、ホームページ等の作成及び県内外での普及活動の展開に要する経費	事業費の1/2以内	熊野市
---	---------------------	---	--	-----------	-----

別表1(8)の表中第3号の項から第5号の項までを削り、第6号の項を第3号の項とし、第7号の項を削り、第8号の項を第4号の項とし、第9号の項から第13号の項までを4項ずつ繰り上げ、第14号の項を削り、第15号の項(C)の欄及び(D)の欄を次のように改め、同項を同表第10号の項とする。

次に掲げる事業に要する経費	
1 農地災害復旧事業	工事費の50/100以内
2 農業用施設災害復旧事業	工事費の65/100以内
3 災害査定設計委託補助事業	補助対象経費の50/100以内。ただし、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第5条第2項の規定により補助率を決定されたものについては、当該決定に係る補助率とする。
4 災害関連農村生活環境施設復旧事業	工事費の50/100以内

別表1(8)の表中第16号の項を第11号の項とし、第17号の項から第23号の項までを削り、第24号の項を第12号の項とし、第25号の項を第13号の項とし、第26号の項を削り、第27号の項を第14号の項とし、第28号の項を第15号の項とし、第29号の項を第16号の項とし、同項の次に次のように加える。

17	三重用水施設管理費負担金	広域に渡る大規模な用水施設について、適切な施設管理を行うことで、農業用水を安定的に供給し、農業生産基盤の安定を図る。	農水、上水、工水の多目的大規模水利事業として整備された三重用水事業について、独立行政法人水資源機構が直接管理する管理費の農業用水に係る分を負担する。	三重県（農業用水）分のうち、改良区負担額を除いた額	独立行政法人水資源機構
18	木曾川用水施設管理費負担金	広域に渡る大規模な用水施設について、適切な施設管理を行うことで、農業用水を安定的に供給し、農業生産基盤の安定を図る。	農水、上水、工水の多目的大規模水利事業として整備された木曾川用水事業について、独立行政法人水資源機構が直接管理する管理費の農業用水に係る分を負担する。	三重県（農業用水）分のうち、改良区負担額を除いた額	独立行政法人水資源機構
19	高度水利機能確保基盤整備事業費補助金（中山間地域所得向上支援事業）	収益性の高い農産物等の生産・販売等の取組を総合的に支援し、意欲ある中山間地域の農業者等の所得向上を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 定額補助 所得向上計画の策定 2 定率補助 水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に実施する事業	定額 事業費又は間接補助事業費の55/100以内	市町、土地改良区、農業協同組合又はその他の農業者等の組織する団体

別表1(8)の表第30号の項を削り、同表を別表1(7)とし、同表の次に次の1表を加える。

(8) 農山漁村づくり課関係

区分	(A) 補助金等の 名 称	(B) 補助金等の 交 付 の 目 的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補 助（交付）率	(E) 補 助 者 対 象
1	団体営調査設計 事業費補助金	各種の土地改良事 業の円滑かつ的確 な実施を図る。	次の事業の円滑かつ的確な実施を 図るための調査設計指導に要する 経費 1 集落基盤整備事業 2 農業集落排水事業 3 中山間総合整備事業	事業費の 60/ 100 以内	市町、土地改良 区、土地改良事 業団体連合会、 農業協同組合そ の他の団体であ って知事が適当 と認めるもの
2	農業・農村にお ける生物多様性 保全対策事業費 補助金	生態系に配慮した 整備を推進し、自 然と共生する個性 ある地域づくりの 推進を図る。	生態系に配慮した工法に要する経 費（地元負担金相当分）	当該事業の地 元負担額以内	土地改良区等又 は市町
3	多面的機能支払 交付金	地域資源の基礎的 な保全管理及び質 的向上を図る活 動、施設の長寿命 化を図る活動等 を通じ、農業・農 村の有する多面的 機能の維持・発揮 を図る。	1 農地維持支払交付金及び資源 向上支払交付金（施設の長寿命 化のための活動を除く。） 市町が地域資源の基礎的な保 全及び質的向上に向けて取り組 む活動組織に対して行う交付に 要する経費 2 資源向上支払交付金（施設の 長寿命化のための活動に限 る。） 市町が施設の長寿命化に向け て取り組む活動組織に対して行 う交付に要する経費 3 多面的機能支払推進交付金 市町又は地域協議会が行う活 動組織の指導、確認等に要する 経費	事業費の 3/4 事業費の 3/4 定額	市町 市町 市町又は三重県 農地・水・環境 保全向上対策協 議会
4	中山間地域等直 接支払事業交付 金	中山間地域等にお いて、平坦地域と の生産条件格差に 相当する一定額を 耕作者等に直接支 払うことにより、 耕作放棄の未然防 止を図る。	次に掲げる経費 1 交付金 市町が集落協定又は個別協定 に基づいて交付金を交付するの に要する経費 2 推進交付金 市町が中山間地域等直接支払 交付金の交付の実施、指導等に 要する経費	事業費の 3/ 4。ただし、特 認地域にあっ ては、事業費 の 2/3 定額	市町
5	ふるさと水と土 保全対策事業費 補助金	優れた農村環境及 び農村景観を創造 するため、地域住 民が行う取組を支 援することによ り、美しい農村づ くりの促進を図 る。	次に掲げる事業に要する経費 1 農地及び土地改良施設の保全 管理事業 2 農村景観の保全、修復及び創 造事業 3 環境創造に必要な動植物の保 護、育成及び繁殖事業	事業費の 1/2 以内	市町
6	団体営中山間地 域総合整備事業 費補助金	中山間地域におけ る農業生産基盤及 び農村生活環境等 の整備を総合的に 実施し、地域の振 興を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 農業生産基盤整備事業 2 農村生活環境整備事業 3 別に定める特認事業 4 実施計画策定事業（農業生産 基盤整備事業に係る工種に限 る。）	事業費又は間 接補助事業費 の 70/100 以 内 事業費又は間 接補助事業費 の 70/100 以 内 事業費又は間 接補助事業費 の 70/100 以 内 事業費又は間 接補助事業費 の 60/100 以 内	市町

<p>7</p>	<p>団体営農村振興総合整備事業費補助金</p>	<p>農村地域における農業生産基盤及び生活環境の整備を総合的に実施し、地域の振興を図る。</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費 1 農業生産基盤整備事業 2 生活環境整備事業 3 実施計画策定事業（農業生産基盤整備事業に係る工種に限る。） 4 地形図作成事業</p>	<p>事業費又は間接補助事業費の60/100以内 事業費又は間接補助事業費の60/100以内 事業費又は間接補助事業費の60/100以内 事業費の70/100以内。ただし、六法指定地域等は75/100以内</p>	<p>市町、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認める団体 市町、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認める団体 市町、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認める団体 市町、土地改良区、農業協同組合又は土地改良事業団体連合会</p>
<p>8</p>	<p>団体営農業集落排水整備促進事業費補助金</p>	<p>農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図る。</p>	<p>1 農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設の整備又は改築に要する経費 2 農業集落排水施設等の劣化状況等の機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画の策定に要する経費 3 市町が団体営農業集落排水整備促進事業（ハード整備）の実施に伴う下水道事業債等の起債償還のための基金造成に要する経費</p>	<p>事業費の1/2以内 定額 団体営農業集落排水整備促進事業（ハード整備）の精算工事費に次の率を乗じた額以内 1 下水道事業債のみの償還の場合8.25% 2 下水道事業債及び過疎債の償還の場合6.375%以上8.25%未満 3 下水道事業債及び辺地債の償還の場合5.625%以上8.25%未満</p>	<p>市町 市町 市町</p>
<p>9</p>	<p>団体営農業集落排水整備支援事業費補助金</p>	<p>農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図る。</p>	<p>市町が、地方創生汚水処理施設整備推進交付金（農業集落排水）の実施に伴う下水道事業債等の起債償還のための基金造成に要する経費</p>	<p>地方創生汚水処理施設整備推進交付金（農業集落排水）の精算工事費に次の率を乗じた額以内 1 下水道事業債のみの償還の場合8.25% 2 下水道事業債及び過疎債の償還の場合6.375%以上8.25%未満 3 下水道事業債及び辺地債の償還</p>	<p>市町</p>

				の場合 5.625%以上 8.25%未満	
10	農村地域自然エネルギー活用推進事業費	クリーンなエネルギー供給及び自立分散型電源確保を図るとともに、土地改良施設等の維持管理費の節減及び農村振興に寄与する。	1 事業費 農山漁村振興交付金実施要綱に基づいて行う自然・資源活用施設の整備に要する経費。ただし、国から農山漁村振興交付金を市町に交付できない場合に限る。 2 市町等附帯事務費 1の事業に要する市町等附帯事務費	事業費の1/2以内 事業費の1/2以内	市町又は土地改良区 市町又は土地改良区
11	子ども農山漁村ふるさと体験受入モデル体制整備支援補助金	ふるさと体験活動を推進し、都市と農山漁村との交流を促進することで、農山漁村の地域コミュニティ再生と地域活力増進を図る。	小学生以上のグループ（概ね5名以上）、学校等の受入体制整備に必要な経費	定額（上限500千円）	受入地域協議会
12	三重まるごと自然体験実践支援交付金	三重県が誇る山・川・海の豊かな自然を「体験」という方法により生かして、県内外から多くの人を呼び込めるよう、県内の「自然体験プログラム」をより魅力的なものにブラッシュアップする。	新たな「自然体験プログラム」を開発・実践するために必要な経費	定額	新たな「自然体験プログラム」の開発・実践を行うとする団体等

別表1(11)の表第2号の項(C)の欄及び(D)の欄を次のように改める。

1 県タイプ：天然林施業等及び付帯施設等の整備に要する経費並びに森林環境創造事業対象森林において、新しい森林づくりの普及に要する経費	事業費の8/10以内
2 市町タイプ：美しい森林づくり基盤整備交付金を使用した、天然林施業等に要する経費	事業費の4/10以内

別表1(11)の表第3号の項(C)の欄中「林業技能士」を「林業技能者」に改め、同表第4号の項を次のように改める。

4	林業・木材産業構造改革事業費補助金	間伐材等の安定供給の確保、森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図る。	1 森林整備の推進 森林整備の効率的かつ円滑な実施のために必要な高性能林業機械等の整備に要する経費 林業機械作業システム整備（森林整備型） 2 森林の多様な利用・緑化の推進 森林環境教育等の継続的な体験活動の場、知識及び技術を学ぶ林業体験学習の場となる森林・施設の整備に要する経費 (1) 森林フィールド整備 (2) 森林環境教育活動施設整備 (3) 共同施設整備 3 優良種苗の確保 低コスト造林に資するコンテナ苗を低価格で大量に供給する苗木生産施設等の整備に要する経費 コンテナ苗生産基盤施設等の整備 4 望ましい林業構造の確立 林業再生の担い手育成や林業生産コストの低減を図るために	定額（4.5/10以内） 定額（4/10以内又は1/2以内） 定額（1/2以内） 定額（1/2以内、4/10以内又は1/3）	市町、森林組合等 市町等 事業協同組合、森林組合、林業用苗木等の生産者等 市町、森林組合、林業事業者等
---	-------------------	---	--	---	--

	<p>必要な高性能林業機械等の整備に要する経費</p> <p>(1) 林業機械作業システム整備(素材生産型)</p> <p>(2) 効率化施設整備</p> <p>(3) 活動拠点施設整備</p>		
5	<p>特用林産の振興</p> <p>特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備に要する経費</p> <p>特用林産物活用施設等整備</p>	定額(1/2以内)	市町、森林組合等
6	<p>木材利用及び木材産業体制の整備推進</p> <p>競争力のある木材産地の形成と地域材製品の安定的な供給を目的とした木材加工流通施設等の整備、地域材を利用した公共建築物等の整備、木質バイオマスの供給・利用を促進するための木質燃料製造施設や熱供給用木質バイオマスボイラー等の整備に要する経費</p>		
(1)	<p>木材加工流通施設等の整備</p> <p>ア 木材加工流通施設整備</p> <p>イ 森林バイオマス等活用施設整備</p>	定額(1/2以内)	市町、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等
(2)	<p>木造公共建築物等の整備</p> <p>ア 木造公共施設整備</p> <p>イ 都市木造公共施設整備</p>	定額(1/2以内、3/10以内、15%以内又は3.75%以内)	市町、地方公共団体が出資する法人等
(3)	<p>木質バイオマス利用促進施設の整備</p> <p>ア 未利用間伐材等活用機材整備</p> <p>イ 木質バイオマス供給施設整備</p> <p>ウ 森林バイオマスエネルギー利用施設整備</p>	定額(1/2以内又は1/3以内)	市町、森林組合、林業者等の組織する団体、民間事業者等
7	<p>森林資源の保護</p> <p>森林病害虫等の被害が発生しにくい森林環境の整備・保全等の推進に要する経費</p> <p>松林等健全化促進事業</p>	定額(1/2以内)	市町等
8	<p>次世代木材生産・供給システム構築事業</p>		
(1)	<p>伐倒・搬出</p> <p>ア 伐倒・搬出(不用木除去(侵入竹を含む。)、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。)、支障木やあばれ木等の伐倒・搬出集積その他付帯施設整備(林内作業場、土場等)の実施</p> <p>イ 関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</p>	定額	市町、森林所有者、森林組合等、森林経営計画等の認定を受けた者等であって事業構想に明記された事業主体
(2)	<p>路網整備</p> <p>ア 林業専用道(規格相当)整備</p> <p>(ア) 林業専用道(規格相当)整備</p> <p>(イ) 関連条件整備活動</p> <p>イ 森林作業道整備</p> <p>(ア) 森林作業道整備</p>	定額	市町、森林組合、森林経営計画等の認定を受けたもの等

			(イ) 関連条件整備活動		
			9 きのご等生産資材導入円滑化事業 東日本大震災による間接被害前までのきのごの生産資材導入費と新たな間接被害後の生産資材導入費の差額に要する経費	事業費の 1/2 以内	森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人
			10 地域の森林資源を生かした特用林産振興対策事業 安全安心な県産きのごについての見学会、宣伝イベントの開催等、生産者が消費者に直接PRする活動等に要する経費	事業費の 1/2 以内	人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度の認定生産者の組織する団体等

別表 1(11)の表中第 6 号の項及び第 7 号の項を削り、第 8 号の項を第 6 号の項とし、第 9 号の項 (B) の欄及び (C) の欄中「、「あかね材」」を削り、同項を同表第 7 号の項とし、同表中第 10 号の項を第 8 号の項とし、第 11 号の項を削り、第 12 号の項を第 9 号の項とし、同表第 13 号の項 (C) の欄及び (D) の欄を次のように改め、同項を同表第 10 号の項とする。

チップ加工業者にチップを安定供給するための取組を行う新規参入事業者等の生産体制の強化に要する経費 (1) 新規雇用 (2) 高性能林業機械等のリース	定額 事業費の 1/2 以内
--	-------------------

別表 1(11)の表中第 14 号の項を第 11 号の項とし、第 15 号の項から第 17 号の項までを削り、第 18 号の項を第 12 号の項とし、第 19 号の項及び第 20 号の項を削り、第 21 号の項 (C) の欄から (E) の欄までを次のように改め、同項を同表第 13 号の項とする。

1 集材技術者育成支援事業 実践的な集材技術を習得させるための研修会の開催等に要する経費	事業費の 1/2 以内	林業事業体
2 木質バイオマス搬出支援事業 協定に基づき木質バイオマス発電施設に木質バイオマスを安定供給するために行う原木の運搬経費	定額	三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会

別表 1(11)の表中第 22 号の項を第 14 号の項とし、同表に次のように加える。

15	地域に活力を与える林業生産体制整備事業費補助金	林業の収益性を高めるため、コンテナ苗等による苗木の生産体制の強化を図る。 また、自伐林家等の多様な主体による自伐型林業を活性化させることで、自立的な森林整備の促進を図る。	1 低コスト造林支援種苗確保事業 林業の収益性を高める低コスト造林を推進するためのコンテナ苗木等の生産体制の整備に要する経費	事業費の 1/2 以内	森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、民間事業者その他知事が認めるもの
16	原木安定供給促進事業費補助金	合板工場等の生産性向上等体質強化のため、間伐や路網整備等を一体的に行い、原木の安定的な供給を図る。	1 間伐材生産・路網整備 (1) 間伐材生産 ア 間伐材の生産（不用木の除去（侵入竹を含む）、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他附帯施設整備（林内作業場、土場	定額	市町、森林所有者、森林組合等、森林経営計画等の認定を受けた者等で体質強化計画に明記されているもの

			等)) の実施 イ 関連条件整備活動 (対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等) (2) 路網整備 ア 林業専用道 (規格相当) 整備 (7) 林業専用道 (規格相当) 整備 (4) 関連条件整備活動 (対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等) イ 森林作業道整備 (7) 森林作業道整備 (4) 関連条件整備活動 (対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等)		
17	合板・製材生産性強化対策事業費補助金	生産性向上等の体質強化のための合板・製材工場等の施設整備を行い、地域材の競争力強化を図る。	1 木材加工流通施設等整備 (1) 間伐材等加工流通施設整備 (2) スtockヤード整備	定額 (事業費の1/2以内)	市町、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等で体質強化計画に明記されているもの

別表1(12)の表第2号の項中

「

1 森林環境保全整備事業 林業専用道の開設等を行うために要する経費 (1) 過疎、振興山村又は準過疎指定地域に係るもの (2) その他の地域に係るもの	本工事費等の7/10以内 本工事費等の6.5/10以内	市町、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会
--	--------------------------------	-------------------------

を

「

1 森林環境保全整備事業 (1) 林業専用道の開設等を行うために要する経費過疎、振興山村又は準過疎指定地域に係るもの ア 過疎、振興山村又は準過疎指定地域に係るもの イ その他の地域に係るもの (2) 林業専用道の改良を行うために要する経費	本工事費等の7/10以内 本工事費等の6.5/10以内 本工事費等の1/2以内	市町、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会
--	---	-------------------------

に改め、同項(C)の欄中「道整備交付

金」を「地方創生道整備推進交付金」に改め、同表第7号の項中

「

			3 県単林道長寿命化促進事業 老朽化した橋梁の老朽化の程度等の診断及び補修、更新等に要する経費 (1) 維持管理 改良		本工事費等の4/10以内。ただし、過疎等市町に係るものについては、本工事費等の1/2以内
--	--	--	--	--	--

を削る。

別表1(14)の表第1号の項(C)の欄中「ブラックバスを始めとする」を「カワウ、」に改め、同表第2号の項及び第3号の項を次のように改める。

2	養殖経営強化支援事業費補助金	生産性向上、経営改善等に係る取組を共同で行う生産者を支援することにより、県南部地域の養殖業を活性化させる。	作業効率化、生産性の向上、リスク分散、経営安定、収益増等につながる取組を共同で行う養殖業者の支援に要する経費	事業費の1/2以内	養殖業者グループ
3	三重ノリ生産・販売体制構築事業費補助金	差別化された商品づくり及び販売戦略構築に係る取組を支援し、地域産業として重要な黒ノリ養殖業の継続・発展を図る。	差別化された商品づくり及び販売戦略構築に係る取り組みに要する経費	事業費の1/2以内	三重県黒のり養殖研究会

別表1(14)の表中第4号の項から第10号の項までを削る。

別表1(15)の表第1号の項(C)の欄を次のように改める。

経営改善が必要な漁協への指導及び漁協の合併再編の推進に要する経費

別表1(15)の表中第2号の項を削り、第3号の項を第2号の項とし、第4号の項から第6号の項までを1号ずつ繰り上げ、同表第7号(C)の欄中「整備する」を「取得するために要する」に改め、同項を同表の第6号の項とし、同表中第8号の項を第7号の項とし、第9号の項を第8号の項とする。

別表1(16)の表第4号の項(C)の欄及び(D)の欄を次のように改める。

1	地域水産物供給基盤整備事業及び漁港施設機能強化事業に要する経費	
(1)	漁港施設	
ア	本土	事業費の50/100以内
イ	離島	
(ア)	外郭及び水域	事業費の80/100以内
(イ)	係留	事業費の60/100以内
(ウ)	輸送及び用地	事業費の55/100以内
(2)	耐震診断	
ア	本土	事業費の50/100以内
イ	離島	事業費の60/100以内
2	漁村再生事業に要する経費	
(1)	本土	事業費の50/100以内
ア	漁港施設	
イ	漁場施設	
ウ	集落排水施設(下水施設)	
エ	集落環境施設(防災安全施設、雨水排水施設等)	
オ	漁港環境施設	
カ	地域創造型施設	
キ	効果促進事業	
(2)	離島	
ア	漁港施設	事業費の60/100以内
(ア)	外郭、水域及び係留	
(イ)	輸送及び用地	
イ	漁場施設	事業費の60/100以内
ウ	集落排水施設(下水施設)	事業費の60/100以内
エ	集落環境施設(防災安全施設、雨水排水施設等)	事業費の60/100以内
オ	漁港環境施設	事業費の60/100以内
カ	地域創造型施設	事業費の60/100以内

キ 効果促進事業	事業費の 50/100 以内
3 漁業集落環境整備事業に要する経費 本土・離島 (1) 集落排水施設（下水施設） (2) 集落環境施設（防災安全施設、雨水排水施設等）	事業費の 50/100 以内
4 漁港環境整備事業に要する経費 本土 漁港環境施設	事業費の 50/100 以内
5 漁港機能高度化目標に要する経費	事業費の 50/100 以内
6 産地水産業強化支援事業に要する経費	事業費の 1/6 以内

別表 1(16)の表第 5 号の項を削り、同表第 6 号 (D) の欄中「70/100 以内」を「50/100 以内」に改め、同項を同表第 5 号の項とし、同表中第 7 号の項を第 6 号の項とし、同項の次に次のように加える。

7	県単漁港改良事業費補助金 漁港・海岸改良、漁港・海岸調査 漁港・海岸臨時的支援	水産業の基盤である漁港施設の整備を図る。 市町営事業に関する県費補助制度の改定に伴う急激な市町財政の負担増額を緩和するため臨時的に支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 国補事業対象外の小規模な漁港及び海岸の改良事業 2 漁港及び海岸の施設に関する調査等 市町が実施する農山漁村地域整備事業に要する経費	事業費の 40/100 以内 事業費の 50/100 以内 農山漁村地域整備事業の精算事業費に 10% を乗じた額以内	市町
---	---	---	---	---	----

別表 1(16)の表中第 8 号の項を削り、第 9 号の項を第 8 号の項とし、第 10 号の項を第 9 号の項とし、第 11 号の項を第 10 号の項とし、同表に次のように加える。

11	水産多面的機能発揮対策事業費補助金	漁業者等から構成される活動組織が行う干潟・藻場の再生や保全活動等を支援することにより、水産多面的機能の発揮を図り、水産業・漁村の活性化に寄与する。	水産多面的機能発揮対策事業のうち、環境・生態系の保全に要する経費	事業に要する経費から国の補助に係る部分（70/100）を除いた 1/2 以内	三重県水産多面的機能発揮対策協議会
12	水産多面的機能発揮対策運営交付金	水産多面的機能の発揮に資する活動を行う活動組織の活動の指導及び確認を行うことにより、適切な活動の実施を図る。	市町が水産多面的機能の発揮に資する活動を行う活動組織への指導、確認等に要する経費	定額	市町

別表 2 の表を次のように改める。

別表 2（第 2 条関係）

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	造林事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間	1 件の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具
2	県単森林環境創造事業費補助金		
3	林業担い手育成確保事業費補助金		
4	林業・木材産業構造改革事業費補助金		

5	森林経営計画作成推進事業費補助金		
6	市町村森林所有者情報整備事業費補助金		
7	環境林整備事業費補助金		
8	木質バイオマスエネルギー利用促進事業費補助金		
9	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金		
10	森林病虫害等防除事業費補助金		
11	林道事業費補助金		
12	林道施設災害関連事業費補助金		
13	災害関連山村環境施設復旧事業費補助金		
14	林道施設災害復旧事業査定設計委託費補助金		
15	林地崩壊防止事業費補助金		
16	県単林道事業費補助金		
17	林業用施設災害復旧事業費補助金		
18	里地里山保全活動支援事業費補助金		
19	自然に親しむ施設整備事業費補助金		

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、平成 28 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第254号

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の規定に基づく木材産業等高度化推進資金の種類、内容及び貸付条件（平成 8 年三重県告示第 303 号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用します。ただし、同日までに金融機関が貸し付けた木材産業等高度化推進資金に係る利率については、なお従前の例によります。

平成 29 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表第 1 号の項及び第 2 号の項を次のように改める。

1	事業経営改善合理化資金	(1) 素材生産等促進資金	森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者（素材生産に係るものに限る。）又は数人共同事業体若しくは単独事業体（数人共同事業体に単独事業体を加えた事業体を含む。以下「数人共同事業体等」という。）が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り（木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で次に掲げるもの ア 素材生産を行うのに必要な資金であつて、立木購入代金及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの	利率 短期資金 年 1.60%（4 倍協調資金） 年 1.50%（3 倍協調資金） 長期資金（資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 年 1.30%（4 倍協調資金） 年 1.20%（3 倍協調資金） 償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。） 貸付限度額 1 億円 特別貸付限度額 （知事が林野庁長官の承認を得た場合に
---	-------------	---------------	---	---

	<p>素材生産実施費用 イ 素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金及び素材の引取りに必要な輸送費 ウ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金及び製材等の引取りに必要な輸送費 エ 素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金 なお、エの資金の貸付対象者は、アからウまでのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。</p>	<p>限る。) (1) 素材生産に係る資金にあつては、素材の年平均生産量が 1 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2 億円 (2) 素材の引取りに係る資金にあつては、素材の年平均引取量が 1 万 5 千立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2 億円 (3) 製品の引取りに係る資金にあつては、木材製品の年平均引取量が 2 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2 億円 (4) 素材の引取りに係る資金にあつては、素材の年平均引取量が 3 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 4 億円 (5) 製品の引取りに係る資金にあつては、木材製品の年平均引取量が 4 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 4 億円 (6) 素材及び製品の引取りに係る資金にあつては、素材及び木材の年平均引取量 5 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 5 億円</p>
<p>(2) 素材転換促進資金</p>	<p>森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会又は木材製造業を営む者が、原材料調達の一部を外材から国産材にシフトするための素材の引取りを行うのに必要な短期又は長期の運転資金であって、素材の購入代金及び素材の引取りに必要な輸送費</p>	<p>利率 短期資金 年 1.30% 長期資金 年 1.00% (資金の回収期間が 1 年を超えるもの) 償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 (据置期間 1 年以内を含む。) 貸付限度額 1 億円 特別貸付限度額 (知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。) (1) 素材の引取りに係る資金にあつては、素材の年平均引取量が 1 万 5 千立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2 億円 (2) 素材の引取りに係る資金にあつては、素材の年平均引取量が 3 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 4 億円</p>
<p>(3) 間伐等促進資金</p>	<p>森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者又は数人共同事業体等が、間伐等に係る素材生産、間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取り(木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。)又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金であって、次に掲げるもの。 ア 間伐等に係る素材生産を行うのに必要な資金であつて、間伐等に係る立木購入代金、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用 イ 間伐材等の素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、間伐材等の素材の購入代金及び間伐材等の素材の引取りに必要な輸送費 ウ 間伐材等に係る製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、間伐材等に係る加工丸太及び製材の購入代金並びに間伐材等に係る加工丸太及び製材の引取りに必要な輸送費 エ 間伐材等の素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力</p>	<p>利率 短期資金 年 1.60% (4 倍協調資金) 年 1.50% (3 倍協調資金) 年 1.30% (2 倍協調資金) 長期資金 (資金の回収期間が 1 年を超えるもの) 年 1.30% (4 倍協調資金) 年 1.20% (3 倍協調資金) 年 1.00% (2 倍協調資金) 償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 (据置期間 1 年以内を含む。) 貸付限度額 1 億円 特別貸付限度額 (知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。) 間伐材の引取りに係る資金にあつては、素材の年平均引取量が 2 万 5 千立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2 億円</p>

		<p>費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金 なお、エの資金の貸付対象者は、アからウまでのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。</p>	
2 構造改善 合理化貸金	(1) チップ 等安定供給資金	<p>1 森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体であって、間伐等に係る素材生産を行う者（チップ工場等との異業種間での連携を行う者に限る。）が、間伐材等チップの原材料となる間伐等に係る素材生産を行うのに必要な短期又は長期の運転資金であって、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）</p> <p>2 森林組合、森林組合連合会又は木材製造業を営む者若しくはその組織する団体であって、間伐材等チップの生産を行う者（製紙工場や素材生産業者等との異業種間での連携を行う者に限る。）が、間伐材等チップの原材料となる間伐材等の素材を引取るのに必要な短期又は長期の運転資金であって、間伐材等の素材の購入代金（前渡金又は予約金を含む。）及び間伐材等の素材の引取りに必要な輸送費</p>	<p>利率 短期資金 年 1.30% 長期資金 年 1.00% （資金の回収期間が1年を超えるもの） 償還期限 短期資金 1年以内 長期資金 5年以内 （据置期間1年以内を含む。） 貸付限度額 1億円 特別貸付限度額 （知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。） (1) 年平均素材生産量が1万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2億円 (2) 年平均引取量が1万5千立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2億円</p>
	(2) 木材高度加工資金	<p>次に掲げる木材の製造に係る事業者が木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材、製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。） ア 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上のもの 集成材製造施設、人工乾燥施設、薬剤処理施設、プレカット加工施設、廃木材破砕・再生処理施設、製材用省力化設備、合板用省力化設備、木製組立材料製造用省力化設備、合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備 イ 合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000立方メートル以上のもの ウ 木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行うもの</p>	<p>利率 短期資金 年 1.30% 長期資金 年 1.00% （資金の回収期間が1年を超えるもの） 償還期限 短期資金 1年以内 長期資金 5年以内 （据置期間1年以内を含む。） 貸付限度額 1億円</p>
	(3) 原木確保協定促進事業	<p>1 木材の製造に係る事業者が原木を安定的に確保するため、立木又は素材の計画的な引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で、立木又は素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、立木又は素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等の加工を行うのに必要な資金（販売・管理費を除く。）</p>	<p>利率 短期資金 年 1.50% 長期資金 年 1.20% （資金の回収期間が1年を超えるもの） 償還期限 短期資金 1年以内 長期資金 5年以内 （据置期間1年以内を含む。） 貸付限度額 3億円（林野庁長官が4億円を超えない範囲で承認した場合は、その承認額）</p>

		2 木材の卸売又は木材市場に係る事業 業体が原木を安定的に確保するため、 立木又は素材の計画的な引取りを行う のに必要な短期又は長期の運転資金 で、立木又は素材の購入代金（前渡 金、予約金、木材市場における決済資 金等を含む。）及び立木又は素材の引 取りに必要な輸送費	
--	--	---	--

表第3号の項から第7号の項までを削り、同表第8号の項資金内容の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| 1 林業を営む者が行う造林に必要な短期
又は長期の運転資金で、作業労賃、苗木
代、燃料費、機械・施設の使用料及び作
業委託費
2 効率的かつ安定的な林業経営を担い得
る林業事業体又は知事が認定した中核組
合が素材生産を請負わせるのに必要な短
期又は長期の運転資金で、素材生産に係
る請負契約に基づく前渡金及び中間払い
金並びに当該請負契約を行うために必要
となる作業労賃 |
|---|

表第8号の項中「2.35%」を「1.30%」に改め、同項を同表第3号の項とする。

訓 令

三重県訓令第4号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県公文書管理規程（平成18年三重県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1その1の表中「、雇用経済部観光局長及び雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長」を「及び雇用経済

部観光局長」に、

雇用経済部観光局長 雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長

 を「雇用経済部観光局長」に改

める。

第7号様式中「速達」を「速達 特定記録」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

発 行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>